

日医発第 256 号（保 52）
平成 22 年 6 月 10 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
原 中 勝 征

使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について

平成 22 年 5 月 28 日付け厚生労働省告示第 223 号をもって薬価基準の一部が改正され、告示の日から適用されました。

今回の改正は、平成 22 年 1 月 15 日までに薬事法に基づき承認された、いわゆる後発医薬品（薬価基準既収載医薬品と同一成分で用法・用量，効能・効果が同じ医薬品）等で薬価基準に収載申請のあった 197 品目が、薬価基準の別表に第 7 部追補（3）として収載されたものであります。

同時に、同日付け保医発 0528 第 1 号厚生労働省保険局医療課長通知により、今回の薬価基準収載に伴う留意事項が下記のとおり示されました。

また、新たに薬価基準に収載された医薬品に代替される等の理由により薬価基準から削除依頼があった「アンブロキソール塩酸塩錠 15mg「CH」」等 36 品目が、同日付け厚生労働省告示第 224 号で掲示事項等告示の別表第 3 に第 4 部追補（1）として収載され、経過措置品目（使用期限：平成 23 年 3 月 31 日限り）となりました。

つきましては、今回の改正内容について貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

本件につきましては、日本医師会雑誌 8 月号に掲載を予定しております。

また、平成 22 年 5 月 28 日付け医政経発第 0528 第 4 号厚生労働省医政局経済課長通知（以下「同通知」という。）により、日本製薬団体連合会会長に対して、薬価基準に収載された後発医薬品の安定供給に係る対応が示されておりますので、併せてご連絡申し上げます。

なお、同通知中に示されている「後発医薬品の安定供給について」（平 18. 3. 10 医政発第 0310003 号）等につきましては、平成 20 年 8 月 5 日付け日医発第 521 号（保 120）にてご連絡済みであることを申し添えます。

記

○ 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について

(1) アクトス OD 錠 15 及びアクトス OD 錠 30

① 効能又は効果

2型糖尿病（ただし、下記のいずれかの治療で十分な効果が得られずインスリン抵抗性が推定される場合に限る。）であること。

ア (ア)食事療法，運動療法のみ

(イ)食事療法，運動療法に加えてスルホニルウレア剤を使用

(ウ)食事療法，運動療法に加えて α -グルコシダーゼ阻害剤を使用

(エ)食事療法，運動療法に加えてビッグアナイド系薬剤を使用

イ 食事療法，運動療法に加えてインスリン製剤を使用

② 保険適用上の取扱い

ア 本製剤を他の糖尿病用薬と併用した場合には低血糖症状を起こすことがあるので、患者に対して低血糖症状及びその対処方法について十分説明し、注意を喚起すること。

イ 糖尿病の診断が確立した患者に対してのみ適用を考慮すること。また、糖尿病以外にも、耐糖能異常、尿糖陽性等を呈する病態や糖尿病類似の症状（腎性糖尿、老人性糖代謝異常、甲状腺機能異常等）を呈する疾患があることに留意すること。

ウ 本製剤を使用する場合は、対象患者はインスリン抵抗性が推定される患者に限ること。また、インスリン抵抗性の目安は、肥満度（BMI：kg/m²）が 24 以上又はインスリン分泌状態について空腹時血中インスリン値が 5 μ U/mL 以上であること。

エ 投与する場合には血糖、尿糖を定期的に検査し、3ヵ月間投与して効果が不十分な場合には、速やかに他の治療法への切り替えを行うこと。

オ 投与の継続中に、投与の必要性がなくなる場合や減量する必要がある場合、患者の不養生、感染症の合併等により効果がなくなったり、不十分となる場合があるため、食事摂取量、体重の推移、血糖値、感染症の有無等に留意の上、常に投与継続の可否、投与量、薬剤の選択等に注意すること。

③ 既記載のアクトス錠 15、同 30 についても、①及び②と同様の取扱いであること。

(2) アマリール 0.5mg 錠

① 効能又は効果

インスリン非依存型糖尿病（ただし、食事療法・運動療法のみで十分な効果が得られない場合に限る。）であること。

② 保険適用上の取扱い

ア 糖尿病の診断が確立した患者に対してのみ適用を考慮すること。また、糖尿病以外にも耐糖能異常，尿糖陽性等を呈する病態や糖尿病類似の症状（腎性糖尿，老人性糖代謝異常，甲状腺機能異常等）を呈する疾患があることに留意すること。

イ 糖尿病治療の基本である食事療法，運動療法を十分に行った上で，効果が不十分の場合に限り適用を考慮すること。

ウ 投与する場合には少量より開始し，血糖，尿糖を定期的に検査し，薬剤の効果を確かめて，効果が不十分な場合には，速やかに他の治療法への切り替えを行うこと。

エ 投与の継続中に，投与の必要性がなくなる場合や減量する必要がある場合，患者の不養生，感染症の合併等により効果がなくなったり，不十分となる場合があるため，食事摂取量，体重の推移，血糖値，感染症の有無等に留意の上，常に投与継続の可否，投与量，薬剤の選択等に注意すること。

(3) アミオダロン塩酸塩錠 100mg「トーワ」，アミオダロン塩酸塩速崩錠 50mg「TE」及びアミオダロン塩酸塩速崩錠 100mg「TE」

本製剤は，副作用発現頻度が高く，致死的な副作用（間質性肺炎，肺肺炎，肺線維症，肝障害，甲状腺機能亢進症，甲状腺炎）が発現することも報告されているため，致死的不整脈患者にのみ使用するものであること。

(4) オメプトロール錠 10mg 及びオメプラゾール錠 10mg「マイラン」

本製剤の使用期間は，胃潰瘍，吻合部潰瘍，逆流性食道炎（再発・再燃を繰り返す逆流性食道炎の維持療法を除く。）においては通常8週間まで，十二指腸潰瘍においては通常6週間までとされていることから，使用に当たっては十分留意すること。

(5) カルタン OD 錠 250mg 及びカルタン OD 錠 500mg

本製剤は，慢性腎不全患者に対して食物摂取時の高リン血症の改善を目的として使用する沈降炭酸カルシウム製剤であり，既に薬価基準に収載されている同製剤（胃・十二指腸潰瘍，胃炎等における制酸作用と症状の改善に用いられているもの）とは異なるものであること。

(6) グルコバイ OD 錠 50mg 及びグルコバイ OD 錠 100mg

① 本製剤の効能・効果は，糖尿病の食後過血糖の改善（ただし，食事療法・運動療法によっても十分な血糖コントロールが得られない場合，又は食事療法・運動療法に加えて経口血糖降下薬若しくはインスリン製剤を使用している患者で十分な血糖コントロールが得られない場合に限る）であること。

② 本製剤の添付文書における使用上の注意に次のように記載があるので、使用に当たっては十分留意すること。

ア 糖尿病の診断が確立した患者に対してのみ適用を考慮すること。また、糖尿病以外にも耐糖能異常・尿糖陽性等を呈する病態や糖尿病類似の症状（腎性糖尿、老人性糖代謝異常、甲状腺機能異常等）を呈する疾患があることに留意すること。

イ 食事療法、運動療法のみを行っている患者に対して投与する場合には、食後血糖 2 時間値が 200mg/dL 以上である場合に限るものであること。

ウ 食事療法・運動療法に加えて経口血糖降下薬又はインスリン製剤を使用している患者に対して投与する場合には、投与の際の空腹時血糖値が 140mg/dL 以上であることを目安とすること。

エ 本製剤の投与中は、血糖を定期的に検査するとともに、経過を十分に観察し、常に投与継続の必要性について注意を払うこと。

オ 本製剤を 2～3 ヶ月投与しても食後血糖に対する効果が不十分な場合（静脈血漿で食後血糖 2 時間値が 200mg/dL 以下にコントロールできない場合等）には、より適切と考えられる治療への変更を考慮すること。

カ 食後血糖の十分なコントロール（静脈血漿で食後血糖 2 時間値が 160mg/dL 以下）が得られ、食事療法・運動療法又はこれらに加えて経口血糖降下薬又はインスリン製剤を使用するのみで十分と判断される場合には、本製剤の投与を中止して経過観察を行うこと。

(7) ゲムシタビン点滴静注用 200mg「サンド」、ゲムシタビン点滴静注用 200mg「タイホウ」、ゲムシタビン点滴静注用 200mg「ヤクルト」、ゲムシタビン点滴静注用 1g「サンド」、ゲムシタビン点滴静注用 1g「タイホウ」及びゲムシタビン点滴静注用 1g「ヤクルト」

本製剤は、緊急時に十分な対応が可能な医療施設において、がん化学療法に十分な経験を持つ医師の下で投与することが適切と判断される症例に使用した場合に限り、算定するものであること。

(8) セフェピム塩酸塩静注用 0.5g「CMX」及びセフェピム塩酸塩静注用 1g「CMX」

本製剤の用法・用量において、本製剤の投与期間は原則として 14 日以内とされているので、使用に当たっては十分留意すること。

(9) ダルテパリン Na 静注 2500 単位/10mL シリンジ「ニプロ」、ダルテパリン Na 静注 3000 単位/12mL シリンジ「ニプロ」、ダルテパリン Na 静注 4000 単位/16mL シリンジ「ニプロ」、ダルテパリン Na 静注 5000 単位/20mL シリンジ「ニプロ」、ミニヘパ透析用 100 単位/mL シリンジ 20mL、ミニヘパ透析用 150 単位/mL シリンジ 20mL 及びミニヘパ透析用 200 単位/mL シリンジ 20mL

入院中の患者以外の患者に対して血液透析を行うに当たり、ダルテパリンナトリウ

ム製剤又はパルナパリンナトリウム製剤を使用した場合にあっては、次の場合を除き、所定点数以外に薬剤料は別途算定できないものであること。

- ① 血液透析濾過を行った場合
- ② 生命に危険を及ぼす程度の重篤な出血性合併症（頭蓋内出血，消化管出血）を有する患者に対して血液透析を行った場合
- ③ 重大な視力障害に至る可能性が著しく高い進行性眼底出血を有する患者に対して血液透析を行った場合

以上

（添付資料）

1. 官報（平 22. 5. 28 号外第 112 号抜粋）
2. 使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について
（平 22. 5. 28 保医発 0528 第 1 号 厚生労働省保険局医療課長通知）
3. 平成 22 年 5 月 28 日付けで薬価基準に収載された後発医薬品の安定供給に係る対応について
（平 22. 5. 28 医政経発第 0528 第 4 号 厚生労働省医政局経済課長通知（日本製薬団体連合会会長宛））



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告 示〕

- 使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部を改正する件(厚生労働二二三)
- 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部を改正する件(同二三四)

○厚生労働省告示第二百二十三号

診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)の規定に基づき、使用薬剤の薬価(薬価基準)(平成二十年厚生労働省告示第六十号)の一部を次のように改正する。

平成二十二年五月二十八日

厚生労働大臣 長妻 昭

別添に添付添付添付のよへて用する。

第7部 追 補 (3)

内 用 薬

品 名	規格単位	薬価 円
(あ)		
アイロクール錠 10	10mg1錠	4.80
アクトスOD錠 15	15mg1錠	84.60
アクトスOD錠 30	30mg1錠	158.00
アズサレオン小児用ドライシ ロップ1%	1%1g	33.40
アズレンスルホン酸ナトリウ ム・L-グルタミン配合顆粒 「クニヒロ」	1g	6.20
アマリール 0.5 mg錠	0.5mg1錠	13.10
Ⓢ アミオダロン塩酸塩錠 100 mg 「トーフ」	100mg1錠	206.90
Ⓢ アミオダロン塩酸塩速崩錠 50 mg「TE」	50mg1錠	110.50
Ⓢ アミオダロン塩酸塩速崩錠 100 mg「TE」	100mg1錠	206.90
アムロジピンOD錠 2.5 mg 「EMEC」	2.5mg1錠	23.40
アムロジピンOD錠 2.5 mg 「KN」	2.5mg1錠	25.80
アムロジピンOD錠 5 mg「E MEC」	5mg1錠	43.20
アムロジピンOD錠 5 mg「K N」	5mg1錠	48.90
アムロジピン内用ゼリー 2.5 mg「あすか」	2.5mg1包	23.00
アムロジピン内用ゼリー 2.5 mg「CH」	2.5mg1包	17.60
アムロジピン内用ゼリー 2.5 mg「TYK」	2.5mg1包	20.60
アムロジピン内用ゼリー 2.5 mg「トーフ」	2.5mg1包	25.80
アムロジピン内用ゼリー 5 mg 「あすか」	5mg1包	43.20
アムロジピン内用ゼリー 5 mg 「CH」	5mg1包	33.50
アムロジピン内用ゼリー 5 mg 「TYK」	5mg1包	38.00
アムロジピン内用ゼリー 5 mg 「トーフ」	5mg1包	47.70
Ⓢ アラセプル錠 50 mg	50mg1錠	9.00
アレジオテック錠 10	10mg1錠	67.80

アレンドロン酸錠 5 mg「マイ ラン」	5mg1錠	77.10
アンプロキシソール塩酸塩錠 15 mg「タナベ」	15mg1錠	5.60
(い)		
イソニトール錠 10 mg	10mg1錠	5.30
イソパール・P配合カプセル	1カプセル	14.90
Ⓢ インヒロック錠 0.25	0.25mg1錠	22.50
(え)		
Ⓢ エナラート錠 10 mg	10mg1錠	17.50
Ⓢ エナラプリル錠 2.5 MEEK	2.5mg1錠	21.20
Ⓢ エナラプリルマレイン酸塩錠 10 mg「マイラン」	10mg1錠	21.30
エピナジオンDS小児用 1%	1%1g	47.00
エルシボンカプセル 3.0 μg	3μg1カプセル	65.20
エルビナンDS小児用 1%	1%1g	77.10
Ⓢ 塩酸ベニジピン錠 2 mg「KR M」	2mg1錠	18.90
Ⓢ 塩酸ベニジピン錠 8 mg「KR M」	8mg1錠	40.40
(お)		
オメプトロール錠 10 mg	10mg1錠	42.50
オメプラゾール錠 10 mg「マ イラン」	10mg1錠	49.10
(か)		
カプテレノール錠 25 μg	0.025mg1錠	5.80
カームガン錠 0.8 mg	0.8mg1錠	9.40
カルタンOD錠 250 mg	250mg1錠	5.80
カルタンOD錠 500 mg	500mg1錠	6.30
(く)		
クラバモックス小児用配合ド ライシロップ	(636.5mg)1g	213.70
グルコバイOD錠 50 mg	50mg1錠	25.40
グルコバイOD錠 100 mg	100mg1錠	45.00
クレマスチン錠 1 mg「タイヨ ー」	1mg1錠	5.00
クレマスチンシロップ 0.01%「タイヨー」	0.01%10mL	13.70
(さ)		
サルボグレラート塩酸塩錠 50 mg「KT B」	50mg1錠	56.50
サルボグレラート塩酸塩錠 50 mg「タカタ」	50mg1錠	56.50
サルボグレラート塩酸塩錠 100 mg「KT B」	100mg1錠	97.70

サルボグレラート塩酸塩錠 100 mg「タカタ」	100mg1錠	97.70
サワテン錠 500 mg	500mg1錠	8.90
サンディミュン内用液 10 % (し)	10%1mL	1,075.50
Ⓢ シラザベース錠 0.25 mg	0.25mg1錠	19.70
ジルチアゼム塩酸塩Rカプセル 100 mg「サワイ」	100mg1カプセル	20.00
ジルチアゼム塩酸塩錠 30 mg 「サワイ」	30mg1錠	5.60
ジルチアゼム塩酸塩錠 60 mg 「サワイ」	60mg1錠	10.10
(す)		
スタドルフ錠 50 mg	50mg1錠	5.70
(せ)		
セチリジン塩酸塩OD錠 5 mg 「サワイ」	5mg1錠	61.50
セチリジン塩酸塩OD錠 10 mg「サワイ」	10mg1錠	84.10
セーブテンス錠 25 mg	25mg1錠	14.40
Ⓢ セボチール錠 12.5	12.5mg1錠	8.70
Ⓢ セボチール錠 50	50mg1錠	10.20
セルマニル錠 0.5 mg	0.5mg1錠	3.90
(た)		
タムスロンOD錠 0.1 mg	0.1mg1錠	48.40
タムスロンOD錠 0.2 mg	0.2mg1錠	103.40
(ち)		
テメビジウム臭化物錠 30 mg 「タイヨー」	30mg1錠	5.60
(て)		
TM配合散	1g	6.20
テクニス錠 10	10mg1錠	5.40
(と)		
トヨファロールカプセル 3.0	3μg1カプセル	58.50
(に)		
ニコナス錠 100 mg	100mg1錠	10.90
Ⓢ 乳糖水和物(結晶)「ORY」	10g	20.90
Ⓢ 乳糖水和物(粉末)「ORY」	10g	20.90
(の)		
ノーゼア錠 5 mg	5mg1錠	5.60
(は)		
パチール錠 50 mg	50mg1錠	5.70

(ひ)		
ビカルタミド錠 80 mg「トローワ」	80mg1錠	576.00
ビコスルファートナトリウム内用液 0.75%「CHOS」	0.75%1mL	10.40
ビコスルファートナトリウム内用液 0.75%「タナベ」	0.75%1mL	10.40
ビコスルファートナトリウム内用液 0.75%「PP」	0.75%1mL	10.40
ピナジオン錠 10 mg	10mg1錠	28.10
ピフェルチン錠 0.5	0.5mg1錠	5.30
(ふ)		
④ ファモチジン錠 10 mg「YD」	10mg1錠	11.50
④ ファモチジン錠 20 mg「YD」	20mg1錠	12.60
ブチルスコボラミン臭化物錠 10 mg「YD」	10mg1錠	5.40
ブラバスタチン Na 塩錠 5 mg「KH」	5mg1錠	26.00
フルコナゾールカプセル 50 mg「サワイ」	50mg1カプセル	281.40
フルコナゾールカプセル 100 mg「サワイ」	100mg1カプセル	513.40
プロゾーム錠 0.125 mg	0.125mg1錠	5.40
(へ)		
ベラプロストナトリウム錠 20 μg「タナベ」	20μg1錠	36.60
(み)		
④ ミゾリピン錠 25 mg「サワイ」	25mg1錠	130.90
④ ミゾリピン錠 50 mg「サワイ」	50mg1錠	224.70
④ ミルナシブラン塩酸塩錠 12.5 mg「アメル」	12.5mg1錠	14.70
④ ミルナシブラン塩酸塩錠 12.5 mg「サワイ」	12.5mg1錠	16.40
④ ミルナシブラン塩酸塩錠 12.5 mg「日医工」	12.5mg1錠	16.50
④ ミルナシブラン塩酸塩錠 50 mg「アメル」	50mg1錠	42.10
④ ミルナシブラン塩酸塩錠 50 mg「AFP」	50mg1錠	48.20
④ ミルナシブラン塩酸塩錠 50 mg「TYK」	50mg1錠	51.10
④ ミルナシブラン塩酸塩錠 50 mg「日医工」	50mg1錠	46.10
(む)		
ムコダインDS 50%	50%1g	37.70
(め)		
メチスタDS 33.3%	33.3%1g	10.60

④ メチルエルゴメトリン錠 0.125 mg「あすか」			0.125mg1錠	10.20
(ら)				
④ ラスブジン錠 0.5 mg	0.5mg1錠	5.30		
(り)				
④ リスベリドンOD錠 3 mg「サワイ」	3mg1錠	70.50		
④ リスベリドン内用液 1 mg/mL「MEEK」	0.1%1mL	58.50		
④ リーダイ配合錠	1錠	5.70		
(れ)				
④ レバミビド顆粒 20%「日医工」	20%1g	24.70		
④ レバミビド錠 100 mg「JG」	100mg1錠	11.70		
④ レバミビド錠 100 mg「タカタ」	100mg1錠	11.70		
④ レバミビド錠 100 mg「TSU」	100mg1錠	11.70		
④ レバミビド錠 100 mg「YD」	100mg1錠	11.70		
(ろ)				
④ ロベラン顆粒 0.1%	0.1%1g	16.50		
(わ)				
④ ワークミンカプセル 3.0	3μg1カプセル	129.60		
注 射 薬				
品 名				
規 格 単 位				
薬 価 単 位				
(あ)				
④ アルガトロバン注射液 10 mg「サワイ」	10mg20mL1管	1,365		
(か)				
④ カイトリル点滴静注バッグ 3 mg/50 mL	3mg50mL1袋	5,667		
④ カイトリル点滴静注バッグ 3 mg/100 mL	3mg100mL1袋	5,667		
④ ガドジアミド静注液 32%シリンジ 5 mL「F」	32.3%5mL1筒	2,791		
④ ガドジアミド静注液 32%シリンジ 10 mL「F」	32.3%10mL1筒	5,126		
④ ガドジアミド静注液 32%シリンジ 13 mL「F」	32.3%13mL1筒	6,458		
④ ガドジアミド静注液 32%シリンジ 15 mL「F」	32.3%15mL1筒	7,327		
④ ガドジアミド静注液 32%シリンジ 20 mL「F」	32.3%20mL1筒	9,443		
④ ガベキサートメシル酸塩注射液 100 mg「サワイ」	100mg1瓶	199		

(く)		
④ グラニセトロン点滴静注バッグ 3 mg/100 mL「マイラン」	3mg100mL1袋	3,537
(け)		
④ ケタラール静注用 50 mg	50mg5mL1管	300
④ ゲムシタピン点滴静注用 200 mg「サンド」	200mg1瓶	3,600
④ ゲムシタピン点滴静注用 200 mg「タイホウ」	200mg1瓶	3,600
④ ゲムシタピン点滴静注用 200 mg「ヤクルト」	200mg1瓶	3,600
④ ゲムシタピン点滴静注用 1 g「サンド」	1g1瓶	16,770
④ ゲムシタピン点滴静注用 1 g「タイホウ」	1g1瓶	16,770
④ ゲムシタピン点滴静注用 1 g「ヤクルト」	1g1瓶	16,770
(さ)		
④ サンディミュン点滴静注用 250 mg	5%5mL1管	4,413
(し)		
④ ジルチアゼム塩酸塩注射液 10 mg「サワイ」	10mg1瓶	179
④ ジルチアゼム塩酸塩注射液 50 mg「サワイ」	50mg1瓶	546
④ ジルチアゼム塩酸塩注射液 250 mg「サワイ」	250mg1瓶	2,357
(せ)		
④ セビドナリン静注用 0.25 g	250mg1瓶	224
④ セビドナリン静注用 0.5 g	500mg1瓶	288
④ セフェピム塩酸塩静注用 0.5 g「CMX」	500mg1瓶	556
④ セフェピム塩酸塩静注用 1 g「CMX」	1g1瓶	790
④ セフトリアキソンナトリウム静注用 0.5 g「NP」	500mg1瓶	227
④ セフトリアキソンナトリウム静注用 1 g「NP」	1g1瓶	367
④ セフメタゾール Na 静注用 0.5 g「NP」	500mg1瓶	177
(た)		
④ デルテバリン Na 静注 2500 単位/10 mLシリンジ「ニプロ」	2,500低分子ヘパリン国際単位10mL1筒	554
④ デルテバリン Na 静注 3000 単位/12 mLシリンジ「ニプロ」	3,000低分子ヘパリン国際単位12mL1筒	621

ダルテパリン Na 静注 4000 単位 / 16 mL シリンジ「ニプロ」	4,000 低分子ヘパリン 国際単位 16 mL 1 筒	750
ダルテパリン Na 静注 5000 単位 / 20 mL シリンジ「ニプロ」	5,000 低分子ヘパリン 国際単位 20 mL 1 筒	874
(て)		
テイコプラニン点滴静注用 200 mg「サンド」	200 mg 1 瓶	4,120
(と)		
ドキソルピシン塩酸塩注射液 10 mg「サンド」	10 mg 5 mL 1 瓶	1,628
ドキソルピシン塩酸塩注射液 50 mg「サンド」	50 mg 25 mL 1 瓶	7,038
㊦ ドキソルピシン塩酸塩注射用 10 mg「NK」	10 mg 1 瓶	1,628
㊧ ドキソルピシン塩酸塩注射用 50 mg「NK」	50 mg 1 瓶	7,038
ドブタミン塩酸塩点滴静注液 100 mg「サワイ」	100 mg 1 管	318
(は)		
㊨ バセトクール静注用 0.25 g	250 mg 1 瓶	237
(ふ)		
ブトロバン注射液 4 mg	4 mg 1 管	67
(み)		
ミニヘパ透析用 100 単位 / mL シリンジ 20 mL	2,000 低分子量ヘパリン 単位 20 mL 1 筒	599
ミニヘパ透析用 150 単位 / mL シリンジ 20 mL	3,000 低分子量ヘパリン 単位 20 mL 1 筒	810
ミニヘパ透析用 200 単位 / mL シリンジ 20 mL	4,000 低分子量ヘパリン 単位 20 mL 1 筒	1,020
(め)		
メチルエルゴメトリン注 0.2 mg「あすか」	0.02% 1 mL 1 管	62
外 用 薬		
品 名	規格単位	薬価 円
(あ)		
アスゼスバップ 140 mg	20 cm × 14 cm 1 枚	26.00

アズレンうがい液 4%「HY Z」	4% 1 mL	45.40
アズレンうがい液 4%「TY K」	4% 1 mL	45.40
(い)		
イソプロピルウノプロストン点眼液 0.12%「ニッテン」	0.12% 1 mL	289.40
(く)		
クリンダマイシンリン酸エステルゲル 1%「イワキ」	1% 1 g	35.50
クリンダマイシンリン酸エステルゲル 1%「サワイ」	1% 1 g	35.50
(し)		
ジクロフェナクナトリウム坐剤 12.5 mg「タナベ」	12.5 mg 1 個	19.30
ジクロフェナクナトリウム坐剤 25 mg「タナベ」	25 mg 1 個	19.30
ジクロフェナクナトリウム坐剤 50 mg「タナベ」	50 mg 1 個	19.30
(た)		
ダラシン T ローション 1%	1% 1 mL	46.50
(ね)		
ネリザ坐剤	1 個	23.10
ネリザ軟膏	1 g	25.30
(ひ)		
ビダラピン軟膏 3%「JG」	3% 1 g	107.70
(ふ)		
ファルジーテープ 35 mg	7 cm × 10 cm 1 枚	10.10
フェルビスバップ 140 mg	20 cm × 14 cm 1 枚	26.40
フレストルテープ 40 mg	10 cm × 14 cm 1 枚	22.00
(ら)		
ラタンプロスト点眼液 0.005%「アメル」	0.005% 1 mL	618.40
ラタンプロスト点眼液 0.005%「イセイ」	0.005% 1 mL	618.40
ラタンプロスト点眼液 0.005%「AA」	0.005% 1 mL	618.40
ラタンプロスト点眼液 0.005%「NS」	0.005% 1 mL	618.40

ラタンプロスト点眼液 0.005%「科研」	0.005% 1 mL	618.40
ラタンプロスト点眼液 0.005%「キッセイ」	0.005% 1 mL	618.40
ラタンプロスト点眼液 0.005%「KRM」	0.005% 1 mL	618.40
ラタンプロスト点眼液 0.005%「ケミファ」	0.005% 1 mL	618.40
ラタンプロスト点眼液 0.005%「コーワ」	0.005% 1 mL	618.40
ラタンプロスト点眼液 0.005%「サワイ」	0.005% 1 mL	618.40
ラタンプロスト点眼液 0.005%「三和」	0.005% 1 mL	618.40
ラタンプロスト点眼液 0.005%「センジュ」	0.005% 1 mL	618.40
ラタンプロスト点眼液 0.005%「タカタ」	0.005% 1 mL	618.40
ラタンプロスト点眼液 0.005%「TS」	0.005% 1 mL	618.40
ラタンプロスト点眼液 0.005%「TOA」	0.005% 1 mL	618.40
ラタンプロスト点眼液 0.005%「トーワ」	0.005% 1 mL	618.40
ラタンプロスト点眼液 0.005%「日医工」	0.005% 1 mL	618.40
ラタンプロスト点眼液 0.005%「ニッテン」	0.005% 1 mL	618.40
ラタンプロスト点眼液 0.005%「ニットー」	0.005% 1 mL	618.40
ラタンプロスト点眼液 0.005%「マイラン」	0.005% 1 mL	618.40
ラタンプロスト点眼液 0.005%「わかもと」	0.005% 1 mL	618.40
ラタンプロスト PF 点眼液 0.005%「日点」	0.005% 1 mL	618.40
ラノコナゾール外用液 1%「イワキ」	1% 1 mL	34.40
ラノコナゾールクリーム 1%「イワキ」	1% 1 g	34.40
ラノコナゾール軟膏 1%「イワキ」	1% 1 g	34.40

○厚生労働省告示第百二十四号
 保険医療機関及び保険医療費担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第二条の六、第五条の四第一項及び第十九条第一項本文並びに保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第九条本文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第二条の六、第五条の四第一項、第十九条第一項本文及び第三十一条本文の規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次のように改正する。
 平成二十二年五月二十八日
 厚生労働大臣 長妻 昭

第一第二号中「厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院及び調整係数（平成二十年厚生労働省告示第九十六号）別表の左欄」を「厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、調整係数及び機能評価係数（平成二十二年厚生労働省告示第九十八号）別表第一の病院の欄」に改める。
 第二第二号（中）「第三項」を「第三」に改める。

別表第3に第4部として次のように加える。

品 名	規 格 単 位	品 名	規 格 単 位
① トンブロン塩酸塩 15 mg 「CH」	15mg1錠	ワレルミンシロップ	0.01%10mL
② イソバール・Pカプセル	1カプセル	④ メチナリン錠 0.125	0.125mg1錠
③ カブチレノール錠 0.025	0.025mg1錠	⑤ リーダイA錠	1錠
④ クラバセツクス小児用ドライシロップ	(636.5mg)1g	⑥ トロサート注射用 100 mg	100mg1瓶
⑤ クラルトRカプセル 100 mg	100mg1カプセル	⑦ カイトリル点滴静注用 3 mg/5mL	3mg100mL袋
⑥ クラルト錠 30 mg	30mg1錠	⑧ クラルト注射用 10 mg	10mg1瓶
⑦ サンヂイミノン内用液	10%1mL	⑨ クラルト注射用 50 mg	50mg1瓶
⑧ C、B、スコボラ錠	10mg1錠	⑩ クラルト注射用 250 mg	250mg1瓶
⑨ タイビジウム錠	30mg1錠	⑪ サンヂイミノン注射液	5%5mL1管
⑩ TM錠	1g	⑫ スロバスタチン注 10 mg	10mg20mL1管
⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿		① フトロバン注射液	4mg1管
㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿		② フロキシドン点滴静注液 100 mg	100mg1管
㊿		③ メチナリン注 0.2	0.02%1mL1管
㊿		④	
㊿		⑤	
㊿		⑥	
㊿		⑦	
㊿		⑧	
㊿		⑨	
㊿		⑩	
㊿		⑪	
㊿		⑫	
㊿		⑬	
㊿		⑭	
㊿		⑮	
㊿		⑯	
㊿		⑰	
㊿		⑱	
㊿		⑲	
㊿		⑳	
㊿		㉑	
㊿		㉒	
㊿		㉓	
㊿		㉔	
㊿		㉕	
㊿		㉖	
㊿		㉗	
㊿		㉘	
㊿		㉙	
㊿		㉚	
㊿		㉛	
㊿		㉜	
㊿		㉝	
㊿		㉞	
㊿		㉟	
㊿		㊱	
㊿		㊲	
㊿		㊳	
㊿		㊴	
㊿		㊵	
㊿		㊶	
㊿		㊷	
㊿		㊸	
㊿		㊹	
㊿		㊺	
㊿		㊻	
㊿		㊼	
㊿		㊽	
㊿		㊾	
㊿		㊿	



保医発0528第1号
平成22年5月28日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長 } 殿

厚生労働省保険局医療課長

使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について

「使用薬剤の薬価（薬価基準）」（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）及び「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」（平成18年厚生労働省告示第107号。以下「掲示事項等告示」という。）については、平成22年厚生労働省告示第223号及び第224号をもって改正され、告示の日から適用されたところですが、その概要は下記のとおりですので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

1 薬価基準の一部改正について

- (1) 薬事法（昭和35年法律第145号）の規定に基づき平成22年1月15日までに製造販売承認され、薬価基準への収載希望があった医薬品（内用薬112品目、注射薬44品目及び外用薬41品目）について、薬価基準の別表に収載したものであること。
- (2) (1)により薬価基準の別表に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区分	内用薬	注射薬	外用薬	歯科用薬剤	計
品目数	8,801	4,074	2,779	36	15,690

2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について

(1) アクトスOD錠15及びアクトスOD錠30

① 効能又は効果

2型糖尿病（ただし、下記のいずれかの治療で十分な効果が得られずインスリン抵抗性が推定される場合に限る。）であること。

ア (ア) 食事療法、運動療法のみ

(イ) 食事療法、運動療法に加えてスルホニルウレア剤を使用

(ウ) 食事療法、運動療法に加えて α -グルコシダーゼ阻害剤を使用

(エ) 食事療法、運動療法に加えてビグアナイド系薬剤を使用

イ 食事療法、運動療法に加えてインスリン製剤を使用

② 保険適用上の取扱い

ア 本製剤を他の糖尿病用薬と併用した場合には低血糖症状を起こすことがあるので、患者に対して低血糖症状及びその対処方法について十分説明し、注意を喚起すること。

イ 糖尿病の診断が確立した患者に対してのみ適用を考慮すること。また、糖尿病以外にも、耐糖能異常、尿糖陽性等を呈する病態や糖尿病類似の症状（腎性糖尿、老人性糖代謝異常、甲状腺機能異常等）を呈する疾患があることに留意すること。

ウ 本製剤を使用する場合は、対象患者はインスリン抵抗性が推定される患者に限ること。また、インスリン抵抗性の目安は、肥満度（BMI： kg/m^2 ）が24以上又はインスリン分泌状態について空腹時血中インスリン値が $5\mu\text{U}/\text{mL}$ 以上であること。

エ 投与する場合には血糖、尿糖を定期的に検査し、3ヵ月間投与して効果が不十分な場合には、速やかに他の治療法への切り替えを行うこと。

オ 投与の継続中に、投与の必要性がなくなる場合や減量する必要がある場合、患者の不養生、感染症の合併等により効果がなくなったり、不十分となる場合があるため、食事摂取量、体重の推移、血糖値、感染症の有無等に留意の上、常に投与継続の可否、投与量、薬剤の選択等に注意すること。

③ 既記載のアクトス錠15、同30についても、①及び②と同様の取扱いであること。

(2) アマリール0.5mg錠

① 効能又は効果

インスリン非依存型糖尿病（ただし、食事療法・運動療法のみで十分な効果が得られない場合に限る。）であること。

② 保険適用上の取扱い

ア 糖尿病の診断が確立した患者に対してのみ適用を考慮すること。また、糖尿病以外にも耐糖能異常、尿糖陽性等を呈する病態や糖尿病類似の症状（腎性糖尿、老人性糖代謝異常、甲状腺機能異常等）を呈する疾患があることに留意すること。

イ 糖尿病治療の基本である食事療法、運動療法を十分に行った上で、効果が不十分の場合に限り適用を考慮すること。

ウ 投与する場合には少量より開始し、血糖、尿糖を定期的に検査し、薬剤の効果を確かめて、効果が不十分な場合には、速やかに他の治療法への切り替えを行うこと。

エ 投与の継続中に、投与の必要性がなくなる場合や減量する必要がある場合、患者の不養生、感染症の合併等により効果がなくなったり、不十分となる場合があるため、食事摂取量、体重の推移、血糖値、感染症の有無等に留意の上、常に投与継続の可否、投与量、薬剤の選択等に注意すること。

- (3) アミオダロン塩酸塩錠100mg「トーワ」、アミオダロン塩酸塩速崩錠50mg「TE」及びアミオダロン塩酸塩速崩錠100mg「TE」

本製剤は、副作用発現頻度が高く、致命的な副作用（間質性肺炎、肺肺炎、肺線維症、肝障害、甲状腺機能亢進症、甲状腺炎）が発現することも報告されているため、致命的不整脈患者にのみ使用するものであること。

- (4) オメプロロール錠10mg及びオメプラゾール錠10mg「マイラン」

本製剤の使用期間は、胃潰瘍、吻合部潰瘍、逆流性食道炎（再発・再燃を繰り返す逆流性食道炎の維持療法を除く。）においては通常8週間まで、十二指腸潰瘍においては通常6週間までとされていることから、使用に当たっては十分留意すること。

- (5) カルタンOD錠250mg及びカルタンOD錠500mg

本製剤は、慢性腎不全患者に対して食物摂取時の高リン血症の改善を目的として使用する沈降炭酸カルシウム製剤であり、既に薬価基準に記載されている同製剤（胃・十二指腸潰瘍、胃炎等における制酸作用と症状の改善に用いられているもの）とは異なるものであること。

- (6) グルコバイOD錠50mg及びグルコバイOD錠100mg

① 本製剤の効能・効果は、糖尿病の食後過血糖の改善（ただし、食事療法・運動療法によっても十分な血糖コントロールが得られない場合、又は食事療法・運動療法に加えて経口血糖降下薬若しくはインスリン製剤を使用している患者で十分な血糖コントロールが得られない場合に限る）であること。

② 本製剤の添付文書における使用上の注意に次のように記載があるので、使用に当たっては十分留意すること。

ア 糖尿病の診断が確立した患者に対してのみ適用を考慮すること。また、糖尿病以外にも耐糖能異常・尿糖陽性等を呈する病態や糖尿病類似の症状（腎性糖尿、老人性糖代謝異常、甲状腺機能異常等）を呈する疾患があることに留意すること。

イ 食事療法、運動療法のみを行っている患者に対して投与する場合には、食後血糖2時間値が200mg/dL以上である場合に限るものであること。

ウ 食事療法・運動療法に加えて経口血糖降下薬又はインスリン製剤を使用している患者に対して投与する場合には、投与の際の空腹時血糖値が140mg/dL以上であることを目安とすること。

エ 本製剤の投与中は、血糖を定期的に検査するとともに、経過を十分に観察し、常に投与継続の必要性について注意を払うこと。

オ 本製剤を2～3ヵ月投与しても食後血糖に対する効果が不十分な場合（静脈血漿で食後血糖2時間値が200mg/dL以下にコントロールできない場合等）には、より適切と考えられる治療への変更を考慮すること。

カ 食後血糖の十分なコントロール（静脈血漿で食後血糖2時間値が160mg/dL以下）が得られ、食事療法・運動療法又はこれらに加えて経口血糖降下薬又はインスリン製剤を使用するのみで十分と判断される場合には、本製剤の投与を中止して経過観察を行うこと。

- (7) ゲムシタビン点滴静注用200mg「サンド」、ゲムシタビン点滴静注用200mg「タイホウ」、ゲムシタビン点滴静注用200mg「ヤクルト」、ゲムシタビン点滴静注用1g「サンド」、ゲムシタビン点滴静注用1g「タイホウ」及びゲムシタビン点滴静注用1g「ヤクルト」

本製剤は、緊急時に十分な対応が可能な医療施設において、がん化学療法に十分な経験を持つ医師の下で投与することが適切と判断される症例に使用した場合

に限り、算定するものであること。

(8) セフェピム塩酸塩静注用0.5g「CMX」及びセフェピム塩酸塩静注用1g「CMX」
本製剤の用法・用量において、本製剤の投与期間は原則として14日以内とされているので、使用に当たっては十分留意すること。

(9) ダルテパリンNa静注2500単位/10mLシリンジ「ニプロ」、ダルテパリンNa静注3000単位/12mLシリンジ「ニプロ」、ダルテパリンNa静注4000単位/16mLシリンジ「ニプロ」、ダルテパリンNa静注5000単位/20mLシリンジ「ニプロ」、ミニヘパ透析用100単位/mLシリンジ20mL、ミニヘパ透析用150単位/mLシリンジ20mL及びミニヘパ透析用200単位/mLシリンジ20mL

入院中の患者以外の患者に対して血液透析を行うに当たり、ダルテパリンナトリウム製剤又はパルナパリンナトリウム製剤を使用した場合にあっては、次の場合を除き、所定点数以外に薬剤料は別途算定できないものであること。

① 血液透析濾過を行った場合

② 生命に危険を及ぼす程度の重篤な出血性合併症（頭蓋内出血、消化管出血）を有する患者に対して血液透析を行った場合

③ 重大な視力障害に至る可能性が著しく高い進行性眼底出血を有する患者に対して血液透析を行った場合

3 揭示事項等告示の一部改正について

(1) 新たに薬価基準に収載された医薬品に代替される等の理由により、製薬企業から削除依頼があった医薬品（内用薬21品目、注射薬10品目及び外用薬5品目）について、揭示事項等告示の別表第3に収載することにより、平成23年4月1日以降保険診療における使用医薬品から除外するものであること。

(2) (1)により揭示事項等告示の別表第3に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区分	内用薬	注射薬	外用薬	歯科用薬剤	計
品目数	158	60	29	0	247

薬価基準告示(平成22年5月28日)

内用薬

No.	薬価基準名	成分名	規格単位	薬価	診療報酬において 加算等の算定対象 となる後発医薬品
1	アイロケール錠10	一硝酸イソソルビド	10mg1錠	4.80	○
2	アクトスOD錠15	塩酸ピオグリタゾン	15mg1錠	84.60	
3	アクトスOD錠30	塩酸ピオグリタゾン	30mg1錠	158.00	
4	アズサレオン小児用ドライシロップ1%	塩酸エピナスチン	1%1g	33.40	○
5	アズレンスルホン酸ナトリウム・L-グルタミン配合顆粒「クニヒロ」	アズレンスルホン酸ナトリウム・L-グルタミン	1g	6.20	○
6	アマリール0.5mg錠	グリメピリド	0.5mg1錠	13.10	
7	Ⓢ アミオダロン塩酸塩錠100mg「トーワ」	塩酸アミオダロン	100mg1錠	206.90	○
8	Ⓢ アミオダロン塩酸塩速崩錠50mg「TE」	塩酸アミオダロン	50mg1錠	110.50	○
9	Ⓢ アミオダロン塩酸塩速崩錠100mg「TE」	塩酸アミオダロン	100mg1錠	206.90	○
10	アムロジピンOD錠2.5mg「EMEC」	ベシル酸アムロジピン	2.5mg1錠	23.40	○
11	アムロジピンOD錠2.5mg「KN」	ベシル酸アムロジピン	2.5mg1錠	25.80	○
12	アムロジピンOD錠5mg「EMEC」	ベシル酸アムロジピン	5mg1錠	43.20	○
13	アムロジピンOD錠5mg「KN」	ベシル酸アムロジピン	5mg1錠	48.90	○
14	アムロジピン内用ゼリー2.5mg「あすか」	ベシル酸アムロジピン	2.5mg1包	23.00	○
15	アムロジピン内用ゼリー2.5mg「CH」	ベシル酸アムロジピン	2.5mg1包	17.60	○
16	アムロジピン内用ゼリー2.5mg「TYK」	ベシル酸アムロジピン	2.5mg1包	20.60	○
17	アムロジピン内用ゼリー2.5mg「トーワ」	ベシル酸アムロジピン	2.5mg1包	25.80	○
18	アムロジピン内用ゼリー5mg「あすか」	ベシル酸アムロジピン	5mg1包	43.20	○
19	アムロジピン内用ゼリー5mg「CH」	ベシル酸アムロジピン	5mg1包	33.50	○
20	アムロジピン内用ゼリー5mg「TYK」	ベシル酸アムロジピン	5mg1包	38.00	○
21	アムロジピン内用ゼリー5mg「トーワ」	ベシル酸アムロジピン	5mg1包	47.70	○
22	Ⓢ アラセブル錠50mg	アラセプリル	50mg1錠	9.00	○
23	アレジオテック錠10	塩酸エピナスチン	10mg1錠	67.80	○

No.	薬価基準名	成分名	規格単位	薬価	診療報酬において 加算等の算定対象 となる後発医薬品
24	アレンドロン酸錠5mg「マイラン」	アレンドロン酸ナトリウム水和物	5mg1錠	77.10	○
25	アンプロキシソール塩酸塩錠15mg「タナベ」	塩酸アンプロキシソール	15mg1錠	5.60	○
26	イソニトール錠10mg	一硝酸イソニトール	10mg1錠	5.30	○
27	イソパール・P配合カプセル	塩酸イソプロテレノール・プロナーゼ	1カプセル	14.90	○
28	Ⓜ インヒロック錠0.25	シラザプリル	0.25mg1錠	22.50	○
29	Ⓜ エナラート錠10mg	マレイン酸エナラプリル	10mg1錠	17.50	○
30	Ⓜ エナラプリル錠2.5MEEK	マレイン酸エナラプリル	2.5mg1錠	21.20	○
31	Ⓜ エナラプリルマレイン酸塩錠10mg「マイラン」	マレイン酸エナラプリル	10mg1錠	21.30	○
32	エピナジオンDS小児用1%	塩酸エピナスチン	1%1g	47.00	○
33	エルシボンカプセル3.0μg	アルファカルシドール	3μg1カプセル	65.20	○
34	エルピナンDS小児用1%	塩酸エピナスチン	1%1g	77.10	○
35	Ⓜ 塩酸ベニジピン錠2mg「KRM」	塩酸ベニジピン	2mg1錠	18.90	○
36	Ⓜ 塩酸ベニジピン錠8mg「KRM」	塩酸ベニジピン	8mg1錠	40.40	○
37	オメプテロール錠10mg	オメプテロール	10mg1錠	42.50	○
38	オメプテロール錠10mg「マイラン」	オメプテロール	10mg1錠	49.10	○
39	カプテネロール錠25μg	塩酸プロカテロール	0.025mg1錠	5.80	○
40	カームダン錠0.8mg	アルプラゾラム	0.8mg1錠	9.40	○
41	カルタンOD錠250mg	沈降炭酸カルシウム	250mg1錠	5.80	
42	カルタンOD錠500mg	沈降炭酸カルシウム	500mg1錠	6.30	
43	クラバモックス小児用配合ドライシロップ	アモキシシリン・クラバン酸カリウム	(636.5mg)1g	213.70	
44	グルコバイOD錠50mg	アカルボース	50mg1錠	25.40	
45	グルコバイOD錠100mg	アカルボース	100mg1錠	45.00	
46	クレマスチン錠1mg「タイヨー」	フマル酸クレマスチン	1mg1錠	5.00	○
47	クレマスチンシロップ0.01%「タイヨー」	フマル酸クレマスチン	0.01%10mL	13.70	○
48	サルボグレラート塩酸塩錠50mg「KTB」	塩酸サルボグレラート	50mg1錠	56.50	○

No.	薬価基準名	成分名	規格単位	薬価	診療報酬において 加算等の算定対象 となる後発医薬品
49	サルボグレラート塩酸塩錠50mg「タカタ」	塩酸サルボグレラート	50mg1錠	56.50	○
50	サルボグレラート塩酸塩錠100mg「KTB」	塩酸サルボグレラート	100mg1錠	97.70	○
51	サルボグレラート塩酸塩錠100mg「タカタ」	塩酸サルボグレラート	100mg1錠	97.70	○
52	サワテン錠500mg	カルボシステイン	500mg1錠	8.90	○
53	サンディムン内用液10%	シクロスポリン	10%1mL	1,075.50	
54	㊦ シラザベース錠0.25mg	シラザプリル	0.25mg1錠	19.70	○
55	ジルチアゼム塩酸塩Rカプセル100mg「サワイ」	塩酸ジルチアゼム	100mg1カプセル	20.00	○
56	ジルチアゼム塩酸塩錠30mg「サワイ」	塩酸ジルチアゼム	30mg1錠	5.60	○
57	ジルチアゼム塩酸塩錠60mg「サワイ」	塩酸ジルチアゼム	60mg1錠	10.10	○
58	スタドルフ錠50mg	塩酸スルトブリド	50mg1錠	5.70	○
59	セチリジン塩酸塩OD錠5mg「サワイ」	塩酸セチリジン	5mg1錠	61.50	○
60	セチリジン塩酸塩OD錠10mg「サワイ」	塩酸セチリジン	10mg1錠	84.10	○
61	セーブテンス錠25mg	アテノロール	25mg1錠	14.40	○
62	㊦ セボチール錠12.5	アラセプリル	12.5mg1錠	8.70	○
63	㊦ セボチール錠50	アラセプリル	50mg1錠	10.20	○
64	セルマニル錠0.5mg	チミベロン	0.5mg1錠	3.90	○
65	タムスロンOD錠0.1mg	塩酸タムスロシン	0.1mg1錠	48.40	○
66	タムスロンOD錠0.2mg	塩酸タムスロシン	0.2mg1錠	103.40	○
67	チメピジウム臭化物錠30mg「タイヨー」	臭化チメピジウム	30mg1錠	5.60	○
68	TM配合散	ジアスターゼ・生薬配合剤	1g	6.20	
69	テクニス錠10	酒石酸イフェンプロジル	10mg1錠	5.40	○
70	トヨファロールカプセル3.0	アルファカルシドール	3μg1カプセル	58.50	○
71	ニコナス錠100mg	エトドラク	100mg1錠	10.90	○
72	㊦ 乳糖水和物(結晶)「ORY」	乳糖	10g	20.90	
73	㊦ 乳糖水和物(粉末)「ORY」	乳糖	10g	20.90	

No.	薬価基準名	成分名	規格単位	薬価	診療報酬において 加算等の算定対象 となる後発医薬品
74	ノーゼア錠5mg	ドンペリドン	5mg1錠	5.60	○
75	パチール錠50mg	塩酸スルトブリド	50mg1錠	5.70	○
76	ピカルタミド錠80mg「トーワ」	ピカルタミド	80mg1錠	576.00	○
77	ピコスルファートナトリウム内用液0.75%「CHOS」	ピコスルファートナトリウム	0.75%1mL	10.40	○
78	ピコスルファートナトリウム内用液0.75%「タナベ」	ピコスルファートナトリウム	0.75%1mL	10.40	○
79	ピコスルファートナトリウム内用液0.75%「PP」	ピコスルファートナトリウム	0.75%1mL	10.40	○
80	ピナジオン錠10mg	塩酸エピナスチン	10mg1錠	28.10	○
81	ピフェルチン錠0.5	塩酸アゼラスチン	0.5mg1錠	5.30	○
82	㊦ ファモチジン錠10mg「YD」	ファモチジン	10mg1錠	11.50	○
83	㊦ ファモチジン錠20mg「YD」	ファモチジン	20mg1錠	12.60	○
84	ブチルスコボラミン臭化物錠10mg「YD」	臭化ブチルスコボラミン	10mg1錠	5.40	○
85	プラバスタチンNa塩錠5mg「KH」	プラバスタチンナトリウム	5mg1錠	26.00	○
86	フルコナゾールカプセル50mg「サワイ」	フルコナゾール	50mg1カプセル	281.40	○
87	フルコナゾールカプセル100mg「サワイ」	フルコナゾール	100mg1カプセル	513.40	○
88	プロゾーム錠0.125mg	プロチゾラム	0.125mg1錠	5.40	○
89	ベラプロストナトリウム錠20μg「タナベ」	ベラプロストナトリウム	20μg1錠	36.60	○
90	㊦ ミソリピン錠25mg「サワイ」	ミソリピン	25mg1錠	130.90	○
91	㊦ ミソリピン錠50mg「サワイ」	ミソリピン	50mg1錠	224.70	○
92	ミルナシبران塩酸塩錠12.5mg「アメル」	塩酸ミルナシبران	12.5mg1錠	14.70	○
93	ミルナシبران塩酸塩錠12.5mg「サワイ」	塩酸ミルナシبران	12.5mg1錠	16.40	○
94	ミルナシبران塩酸塩錠12.5mg「日医工」	塩酸ミルナシبران	12.5mg1錠	16.50	○
95	ミルナシبران塩酸塩錠50mg「アメル」	塩酸ミルナシبران	50mg1錠	42.10	○
96	ミルナシبران塩酸塩錠50mg「AFP」	塩酸ミルナシبران	50mg1錠	48.20	○
97	ミルナシبران塩酸塩錠50mg「TYK」	塩酸ミルナシبران	50mg1錠	51.10	○
98	ミルナシبران塩酸塩錠50mg「日医工」	塩酸ミルナシبران	50mg1錠	46.10	○

No.	薬価基準名	成分名	規格単位	薬価	診療報酬において 加算等の算定対象 となる後発医薬品
99	ムコダインDS50%	カルボシステイン	50%1g	37.70	
100	メチスタDS33.3%	カルボシステイン	33.3%1g	10.60	○
101	Ⓜ メチルエルゴメトリン錠0.125mg「あすか」	マレイン酸メチルエルゴメトリン	0.125mg1錠	10.20	
102	ラスブジン錠0.5mg	塩酸アゼラスチン	0.5mg1錠	5.30	○
103	リスベリドンOD錠3mg「サワイ」	リスベリドン	3mg1錠	70.50	○
104	リスベリドン内用液1mg/mL「MEEK」	リスベリドン	0.1%1mL	58.50	○
105	リーダイ配合錠	塩化ベルベリン・ゲンノショウコエキス	1錠	5.70	○
106	レバミピド顆粒20%「日医工」	レバミピド	20%1g	24.70	○
107	Ⓜ レバミピド錠100mg「JG」	レバミピド	100mg1錠	11.70	○
108	Ⓜ レバミピド錠100mg「タカタ」	レバミピド	100mg1錠	11.70	○
109	Ⓜ レバミピド錠100mg「TSU」	レバミピド	100mg1錠	11.70	○
110	Ⓜ レバミピド錠100mg「YD」	レバミピド	100mg1錠	11.70	○
111	ロペラン細粒0.1%	塩酸ロペラミド	0.1%1g	16.50	○
112	ワークミンカプセル3.0	アルファカルシドール	3μg1カプセル	129.60	○

注射薬

No.	品名	成分名	規格単位	薬価	診療報酬において 加算等の算定対象 となる後発医薬品
1	アルガトロバン注射液10mg「サワイ」	アルガトロバン	10mg20mL1管	1,365	○
2	カイトリル点滴静注バッグ3mg/50mL	塩酸グラニセトロン	3mg50mL1袋	5,667	
3	カイトリル点滴静注バッグ3mg/100mL	塩酸グラニセトロン	3mg100mL1袋	5,667	
4	ガドジアミド静注液32%シリンジ5mL「F」	ガドジアミド水和物	32.3%5mL1筒	2,791	○
5	ガドジアミド静注液32%シリンジ10mL「F」	ガドジアミド水和物	32.3%10mL1筒	5,126	○
6	ガドジアミド静注液32%シリンジ13mL「F」	ガドジアミド水和物	32.3%13mL1筒	6,458	○
7	ガドジアミド静注液32%シリンジ15mL「F」	ガドジアミド水和物	32.3%15mL1筒	7,327	○
8	ガドジアミド静注液32%シリンジ20mL「F」	ガドジアミド水和物	32.3%20mL1筒	9,443	○

No.	薬価基準名	成分名	規格単位	薬価	診療報酬において 加算等の算定対象 となる後発医薬品
9	ガベキサートメシル酸塩注射用100mg「サワイ」	メシル酸ガベキサート	100mg1瓶	199	○
10	グラニセロン点滴静注バッグ3mg/100mL「マイラン」	塩酸グラニセロン	3mg100mL1袋	3,537	○
11	㊦ ケタラール静注用50mg	塩酸ケタミン	50mg5mL1管	300	
12	ゲムシタピン点滴静注用200mg「サンド」	塩酸ゲムシタピン	200mg1瓶	3,600	○
13	ゲムシタピン点滴静注用200mg「タイホウ」	塩酸ゲムシタピン	200mg1瓶	3,600	○
14	ゲムシタピン点滴静注用200mg「ヤクルト」	塩酸ゲムシタピン	200mg1瓶	3,600	○
15	ゲムシタピン点滴静注用1g「サンド」	塩酸ゲムシタピン	1g1瓶	16,770	○
16	ゲムシタピン点滴静注用1g「タイホウ」	塩酸ゲムシタピン	1g1瓶	16,770	○
17	ゲムシタピン点滴静注用1g「ヤクルト」	塩酸ゲムシタピン	1g1瓶	16,770	○
18	サンディムン点滴静注用250mg	シクロスポリン	5%5mL1管	4,413	
19	ジルチアゼム塩酸塩注射用10mg「サワイ」	塩酸ジルチアゼム	10mg1瓶	179	○
20	ジルチアゼム塩酸塩注射用50mg「サワイ」	塩酸ジルチアゼム	50mg1瓶	546	○
21	ジルチアゼム塩酸塩注射用250mg「サワイ」	塩酸ジルチアゼム	250mg1瓶	2,357	○
22	㊦ セビドナリン静注用0.25g	塩酸セフォチアム	250mg1瓶	224	○
23	㊦ セビドナリン静注用0.5g	塩酸セフォチアム	500mg1瓶	288	○
24	㊦ セフェピム塩酸塩静注用0.5g「CMX」	塩酸セフェピム	500mg1瓶	556	○
25	㊦ セフェピム塩酸塩静注用1g「CMX」	塩酸セフェピム	1g1瓶	790	○
26	セフトリアキソンナトリウム静注用0.5g「NP」	セフトリアキソンナトリウム	500mg1瓶	227	○
27	セフトリアキソンナトリウム静注用1g「NP」	セフトリアキソンナトリウム	1g1瓶	367	○
28	㊦ セフメタゾールNa静注用0.5g「NP」	セフメタゾールナトリウム	500mg1瓶	177	○
29	ダルテバリンNa静注2500単位/10mLシリンジ「ニプロ」	ダルテバリンナトリウム	2,500低分子ヘパリン国際単位10mL1筒	554	○
30	ダルテバリンNa静注3000単位/12mLシリンジ「ニプロ」	ダルテバリンナトリウム	3,000低分子ヘパリン国際単位12mL1筒	621	○
31	ダルテバリンNa静注4000単位/16mLシリンジ「ニプロ」	ダルテバリンナトリウム	4,000低分子ヘパリン国際単位16mL1筒	750	○
32	ダルテバリンNa静注5000単位/20mLシリンジ「ニプロ」	ダルテバリンナトリウム	5,000低分子ヘパリン国際単位20mL1筒	874	○
33	テイコプラニン点滴静注用200mg「サンド」	テイコプラニン	200mg1瓶	4,120	○

No.	薬価基準名	成分名	規格単位	薬価	診療報酬において 加算等の算定対象 となる後発医薬品
34	ドキシソルピシン塩酸塩注射液10mg「サンド」	塩酸ドキシソルピシン	10mg5mL1瓶	1,628	○
35	ドキシソルピシン塩酸塩注射液50mg「サンド」	塩酸ドキシソルピシン	50mg25mL1瓶	7,038	○
36	㊦ ドキシソルピシン塩酸塩注射液用10mg「NK」	塩酸ドキシソルピシン	10mg1瓶	1,628	○
37	㊦ ドキシソルピシン塩酸塩注射液用50mg「NK」	塩酸ドキシソルピシン	50mg1瓶	7,038	○
38	ドブタミン塩酸塩点滴静注射液100mg「サワイ」	塩酸ドブタミン	100mg1管	318	○
39	㊦ パセトクール静注用0.25g	塩酸セフォチアム	250mg1瓶	237	○
40	ブトロバン注射液4mg	臭化ブトロピウム	4mg1管	67	○
41	ミニヘパ透析用100単位/mLシリンジ20mL	バルナバリンナトリウム	2,000低分子量ヘパリン 単位20mL1筒	599	○
42	ミニヘパ透析用150単位/mLシリンジ20mL	バルナバリンナトリウム	3,000低分子量ヘパリン 単位20mL1筒	810	○
43	ミニヘパ透析用200単位/mLシリンジ20mL	バルナバリンナトリウム	4,000低分子量ヘパリン 単位20mL1筒	1,020	○
44	メチルエルゴメトリン注0.2mg「あすか」	マレイン酸メチルエルゴメトリン	0.02%1mL1管	62	○

外用薬

No.	品名	成分名	規格単位	薬価	診療報酬において 加算等の算定対象 となる後発医薬品
1	アスゼスバップ140mg	フェルピナク	20cm×14cm1枚	26.00	○
2	アズレンうがい液4%「HYZ」	アズレンスルホン酸ナトリウム	4%1mL	45.40	○
3	アズレンうがい液4%「TYK」	アズレンスルホン酸ナトリウム	4%1mL	45.40	○
4	イソプロピルウノプロストン点眼液0.12%「ニッテン」	イソプロピルウノプロストン	0.12%1mL	289.40	○
5	クリンダマイシンリン酸エステルゲル1%「イワキ」	リン酸クリンダマイシン	1%1g	35.50	○
6	クリンダマイシンリン酸エステルゲル1%「サワイ」	リン酸クリンダマイシン	1%1g	35.50	○
7	ジクロフェナクナトリウム坐剤12.5mg「タナベ」	ジクロフェナクナトリウム	12.5mg1個	19.30	○
8	ジクロフェナクナトリウム坐剤25mg「タナベ」	ジクロフェナクナトリウム	25mg1個	19.30	○
9	ジクロフェナクナトリウム坐剤50mg「タナベ」	ジクロフェナクナトリウム	50mg1個	19.30	○
10	ダラシンTローション1%	リン酸クリンダマイシン	1%1mL	46.50	
11	ネリザ坐剤	吉草酸ジフルコルトロン・リドカイン	1個	23.10	○

No.	薬価基準名	成分名	規格単位	薬価	診療報酬において 加算等の算定対象 となる後発医薬品
12	ネリザ軟膏	吉草酸ジフルコルトロン・リドカイン	1g	25.30	○
13	ビダラビン軟膏3%「JG」	ビダラビン	3%1g	107.70	○
14	ファルジーテープ35mg	フェルピナク	7cm×10cm1枚	10.10	○
15	フェルピスパップ140mg	フェルピナク	20cm×14cm1枚	26.40	○
16	フレストールテープ40mg	ケトプロフェン	10cm×14cm1枚	22.00	○
17	ラタノプロスト点眼液0.005%「アメル」	ラタノプロスト	0.005%1mL	618.40	○
18	ラタノプロスト点眼液0.005%「イセイ」	ラタノプロスト	0.005%1mL	618.40	○
19	ラタノプロスト点眼液0.005%「AA」	ラタノプロスト	0.005%1mL	618.40	○
20	ラタノプロスト点眼液0.005%「NS」	ラタノプロスト	0.005%1mL	618.40	○
21	ラタノプロスト点眼液0.005%「科研」	ラタノプロスト	0.005%1mL	618.40	○
22	ラタノプロスト点眼液0.005%「キッセイ」	ラタノプロスト	0.005%1mL	618.40	○
23	ラタノプロスト点眼液0.005%「KRM」	ラタノプロスト	0.005%1mL	618.40	○
24	ラタノプロスト点眼液0.005%「ケミファ」	ラタノプロスト	0.005%1mL	618.40	○
25	ラタノプロスト点眼液0.005%「コーワ」	ラタノプロスト	0.005%1mL	618.40	○
26	ラタノプロスト点眼液0.005%「サワイ」	ラタノプロスト	0.005%1mL	618.40	○
27	ラタノプロスト点眼液0.005%「三和」	ラタノプロスト	0.005%1mL	618.40	○
28	ラタノプロスト点眼液0.005%「センジュ」	ラタノプロスト	0.005%1mL	618.40	○
29	ラタノプロスト点眼液0.005%「タカタ」	ラタノプロスト	0.005%1mL	618.40	○
30	ラタノプロスト点眼液0.005%「TS」	ラタノプロスト	0.005%1mL	618.40	○
31	ラタノプロスト点眼液0.005%「TOA」	ラタノプロスト	0.005%1mL	618.40	○
32	ラタノプロスト点眼液0.005%「トーフ」	ラタノプロスト	0.005%1mL	618.40	○
33	ラタノプロスト点眼液0.005%「日医工」	ラタノプロスト	0.005%1mL	618.40	○
34	ラタノプロスト点眼液0.005%「ニッテン」	ラタノプロスト	0.005%1mL	618.40	○
35	ラタノプロスト点眼液0.005%「ニッポー」	ラタノプロスト	0.005%1mL	618.40	○
36	ラタノプロスト点眼液0.005%「マイラン」	ラタノプロスト	0.005%1mL	618.40	○

No.	薬価基準名	成分名	規格単位	薬価	診療報酬において 加算等の算定対象 となる後発医薬品
37	ラタノプロスト点眼液0.005%「わかもと」	ラタノプロスト	0.005%1mL	618.40	○
38	ラタノプロストPF点眼液0.005%「日点」	ラタノプロスト	0.005%1mL	618.40	○
39	ラノコナゾール外用液1%「イワキ」	ラノコナゾール	1%1mL	34.40	○
40	ラノコナゾールクリーム1%「イワキ」	ラノコナゾール	1%1g	34.40	○
41	ラノコナゾール軟膏1%「イワキ」	ラノコナゾール	1%1g	34.40	○

掲示事項等告示(平成22年5月28日)

別表第3(平成23年3月31日まで)

内用薬

番号	薬価基準名	成分名	規格単位
1	アンブロキシール塩酸塩錠15mg「CH」	塩酸アンブロキシール	15mg1錠
2	イソパール・Pカプセル	塩酸イソプロテレノール・プロナーゼ	1カプセル
3	カプテレノール錠0.025	塩酸プロカテロール	0.025mg1錠
4	クラバモックス小児用ドライシロップ	アモキシシリン・クラブラン酸カリウム	(636.5mg)1g
5	クラルートRカプセル100mg	塩酸ジルチアゼム	100mg1カプセル
6	クラルート錠30mg	塩酸ジルチアゼム	30mg1錠
7	サンディミュン内用液	シクロスポリン	10%1mL
8	C、B、スコポラ錠	臭化ブチルスコポラミン	10mg1錠
9	タイピジウム錠	臭化チメピジウム	30mg1錠
10	TM散	ジアスターゼ・生薬配合剤	1g
11	㊦※乳糖(日医工ファーマ)	乳糖	10g
12	ピコスルファートナトリウム内用液0.75%「CH」	ピコスルファートナトリウム	0.75%1mL
13	フルコナールカプセル50	フルコナゾール	50mg1カプセル
14	フルコナールカプセル100	フルコナゾール	100mg1カプセル
15	㊦プロゴージュ錠10mg	ファモチジン	10mg1錠
16	㊦プロゴージュ錠20mg	ファモチジン	20mg1錠
17	ベブラリド錠20μg	ベラプロストナトリウム	20μg1錠
18	マレルミンF錠	フマル酸クレマスチン	1mg1錠
19	マレルミンFシロップ	フマル酸クレマスチン	0.01%10mL
20	㊦メテナリン錠0.125	マレイン酸メチルエルゴメトリン	0.125mg1錠
21	リーダイA錠	塩化ベルベリン・ゲンノショウコエキス	1錠

注射薬

番号	薬価基準名	成分名	規格単位
1	アロデート注射用100mg	メシル酸ガベキサート	100mg1瓶
2	カイトリル点滴静注用3mgバッグ	塩酸グラニセトロン	3mg100mL1袋
3	クラルート注射用10mg	塩酸ジルチアゼム	10mg1瓶
4	クラルート注射用50mg	塩酸ジルチアゼム	50mg1瓶
5	クラルート注射用250mg	塩酸ジルチアゼム	250mg1瓶
6	サンディミュン注射液	シクロスポリン	5%5mL1管

番号	薬価基準名	成分名	規格単位
7	スロバスタン注10mg	アルガトロバン	10mg20mL1管
8	ブトロパン注射液	臭化ブトロピウム	4mg1管
9	ブブシン点滴静注液100mg	塩酸ドブタミン	100mg1管
10	メテナリン注0.2	マレイン酸メチルエルゴメリン	0.02%1mL1管

外用薬

番号	薬価基準名	成分名	規格単位
1	アズリンスうがい液4%「HYZ」	アズレンスルホン酸ナトリウム	4%1mL
2	アズレホースうがい液4%「TYK」	アズレンスルホン酸ナトリウム	4%1mL
3	フェニタレン坐剤12.5	ジクロフェナクナトリウム	12.5mg1個
4	フェニタレン坐剤25	ジクロフェナクナトリウム	25mg1個
5	フェニタレン坐剤50	ジクロフェナクナトリウム	50mg1個



医政経発0528第4号

平成22年5月28日

日本製薬団体連合会会長 殿

厚生労働省医政局経済課長

平成22年5月28日付けで薬価基準に収載された
後発医薬品の安定供給に係る対応について

後発医薬品については、「後発医薬品の安定供給について」（平成18年3月10日医政発第0310003号。以下「平成18年通知」という。）において、安定供給の要件を規定し、後発医薬品の製造販売業者に対して、その遵守に努めるよう求めているところです。

また、「平成20年7月4日付けで薬価基準に収載された後発医薬品の安定供給に係る対応について」（平成20年7月4日医政経発0704001号。以下「平成20年通知」という。）において、安定供給に係る苦情を受け付けた場合の対応を示しているところです。

今般、平成22年5月28日付けで薬価収載された後発医薬品の安定供給に係る対応について、平成18年通知に加え、下記のとおり平成20年通知と同様の取り扱いをすることとしたので、周知方よろしく願います。

なお、保険医療機関及び保険薬局からの苦情への対応、安定供給に支障を生じた事業者の対応については、引き続き、平成18年通知に基づき行うことを申し添えます。

記

平成22年5月28日付けで薬価基準に収載された後発医薬品のうち、同一成分内で多数の銘柄が存在するものについては、保険医療機関及び保険薬局からの注文に対して、医薬品卸売一般販売業者等に在庫がない緊急の場合であっても、平日は2～3日（遠隔地は4日）で、土日を挟んだ場合は2～5日（遠隔地は5～6日）（どちらについても注文日を含んだ日数。）で保険医療機関及び保険薬局に製造販売業者から供給できる体制であることを確認しているところである。

したがって、製造販売業者ごとに確認した期間内に、注文した当該後発医薬品が配送されず、保険医療機関及び保険薬局からの苦情を当課が受け付けた場合は、当該製造販売業者に対し必要な調査及び改善指導を行うこととしている。